

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	総合政策課	整理番号	2-2
許認可等の種類	土地の形質変更、工作物の新築等に係る承認			
根拠法令条例等・条項	公共用地の取得に関する特別措置法第45条で準用する特別措置法第38条の6			
許認可等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・権利の収用又は使用 事業認定告示後の当該権利の目的であり、又は当該権利に関係のある土地、河川の敷地、海底又は水の形質を変更し、工作物の新築等をするときの知事の承認(承認を得ない場合は、国土交通大臣が収用委員会に代わって権利の収用又は使用の代行裁決をする場合、これに関する損失の補償を請求することができない。) ・立木、建物、その他土地に定着する物件に関する権利の収用又は使用 事業認定告示後の当該権利の目的である立木・建物その他土地に定着する物件を損壊又は収去し、工作物の新築等をするときの知事の承認(承認を得ない場合は、国土交通大臣が収用委員会に代わって権利の収用又は使用の代行裁決をする場合、これに関する損失の補償を請求することができない。) ・立木、建物、その他土地に定着する物件の収用又は使用 事業認定告示後、物件の形質を変更し、損壊又は収去し、工作物の新築等をするときの知事の承認(承認を得ない場合は、国土交通大臣が収用委員会に代わって物件の収用又は使用の代行裁決をする場合、これに関する損失の補償を請求することができない。) ・土石砂れきの収用 事業認定告示後、土石砂れきの属する土地の形質を変更し、工作物の新築等をするときの知事の承認(承認を得ない場合は、国土交通大臣が収用委員会に代わって土石砂れきの収用の代行裁決をする場合、これに関する損失の補償を請求することができない。) 			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	土地の形質の変更、工作物の新築等がもつばら補償の増加のみを目的とすると認められないこと。(当該行為の程度、権利者が当該行為を必要とする程度、承認した場合に生ずる補償の増加額、当該土地が事業のために必要となる時期、事業完成後の利用方法及び起業者の意向等を総合的に勘案して判断すること。)			
基準の制定根拠	行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)「申請に対する処分に関する審査基準の指針(別添2)」に準拠			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	35日			
期間の制定根拠	建築基準法の建築確認の審査期間に準拠 【参考】 建築基準法第6条第4項 建築主事は、第1項の申請書を受理した場合には、…その受理した日から35日以内に、…申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。			